

「プレミアムサービス」利用規約

第1条 目的

湯河原瓦斯株式会社（以下、「当社」という。）が提供する「プレミアムサービス」（以下、「本サービス」という。）は、当社が供給するガスをご利用されるお客様に、家庭用ガス機器（以下、「ガス機器」という。）等をより安全安心に便利にご使用いただくことを目的としています。

第2条 本サービスの加入条件（適用条件）

本サービスをご契約いただけける方（以下、「サービス加入者」という。）は、本規約の内容にご同意いただく必要があります。又、以下の条件を満たす必要があります。

- 当社との間で、当社がガス小売事業者であるガス小売供給契約を締結し、かつ、当該契約に基づいて一般ガス供給（いわゆる「都市ガス」になります。）を受けていること、又は、当社がLPガス販売事業者であるLPガス販売契約を締結し、かつ、当該契約に基づいてLPガス供給を受けていることが必要です。
- 当社が供給する一般ガス及びLPガスを、ご家庭用として使用しているお客様に限ります。
- 本サービスが適用されるガス機器は、サービス加入者が所有し、かつ、使用するものであり、ガス衣類乾燥機、ガスファンヒーター、ガス炊飯器、ガス給湯器、ガスコンロ、レンジフードになります。
- 本サービスに加入する時点及び加入中に、当社との契約に基づくガス料金及び電気料金、その他サービス等に対して支払期限を超過した未払金があるとご契約いただけません。

第3条 本サービスの特典

- サービス加入者が自身の住居で使用している当社もしくは他社から購入したガス機器に対して、当社による使用説明及び機器設定の変更、状況確認、故障診断、部品清掃、部品調整、部品交換の作業時に請求する出張料を1回あたり1,200円減免します。
- 状況確認と故障診断後、当社によるガス機器を分解しての部品清掃及び部品調整、部品交換等の修理作業時に請求する技術料を1回あたり4,000円減免します。ただし、部品交換等の部品部材が必要になった場合は、「部品代」を別途請求します。
 - サービス加入者が、当社からガス機器を購入する場合、ガス機器本体代金に対して会員値引きを適用します。

値引き前のご請求金額	会員値引き額
5万円未満	500円
5万円以上 10万円未満	1,500円
10万円以上 20万円未満	2,500円
20万円以上 30万円未満	3,500円
30万円以上	5,000円

4. 以下に示す、設置から 10 年未満の住宅設備及び購入から 5 年未満の家電製品に対して、修理費用を補償する「家電・住宅設備・什器備品修理費用保険」特典（別紙）を付与します。1 回あたり 30 万円を上限として、何回でも、物損及び自然故障、盗難を補償対象（修理不能時には、故障した住宅設備、家電製品の購入額又は補償金額のいずれか小さい金額とします。）としますが、消耗品の交換及び機器の清掃作業は対象外となります。

家電製品：ガス衣類乾燥機、ガスファンヒーター、ガス炊飯器、エアコン、冷蔵庫、洗濯機

住宅設備：ガス給湯器、ガスコンロ、レンジフード、温水洗浄便座

第 4 条 契約有効期間及びサービス提供期間

本サービスは、第 3 条の第 4 項を除き、当社とサービス加入者との間で本サービスの利用契約を締結した日から発効し、当社又はサービス加入者のいずれかから契約解消の意思表示日まで有効となります。

2. 第 3 条の第 4 項は、サービス加入者の意思を受けた当社と保険会社との契約手続きに一定の時間を要するため、本サービスの利用契約締結日が属する月の翌々月 1 日から発効し、当社又はサービス加入者のいずれかから契約解消の意思表示日まで有効となります。
3. 解約日は、第 1 項及び第 2 項の意思表示日になります。ただし、ガス小売契約及び LP ガス販売契約を解約する場合には、閉栓日が解約日になります。
4. サービス加入者が次の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社はサービス加入者に対して相当の期間を定めて催告し、当該期間内に是正されない場合には、本契約を解除します。ただし、緊急を要する場合又は是正が不可能である場合には、催告を要せず直ちに解除します。
- ・ 本サービスの加入条件を満たさないとき（転居、ガス契約の名義変更、ガス契約種別変更、ガス使用停止等があった場合を含みます。）
 - ・ 本サービスの利用料金を支払期日までにお支払いいただけない場合。
 - ・ 当社との他の契約に基づく料金を期日までにお支払いいただけない場合。
 - ・ その他本利用規約に違反し、その旨を催告しても改められない場合。

第 5 項 利用料金

本サービスを利用するには、入会金 500 円（税抜き）及び月額 750 円（税抜き）の支払いが必要となります。

2. 本サービス利用契約の締結日の属する月 1 日から利用料金が発生し、利用料金の日割りはおこないません。
3. 本サービス利用料金のお支払いが確認できない場合には、本サービスの提供を停止します。この場合、第 3 条は提供しません。

第 6 条 支払方法

サービス加入者は、ガス料金に加えて、入会金及び利用料金を契約申込み日の属する月の翌月にお支払いいただき、翌々月からは利用料金をお支払いいただきます。

第 7 条 譲渡禁止

本契約に基づくサービス加入者の一切の地位（本サービスを受ける権利を含む。）は、サービス加入者に専属し、当社の同意のない限り、承継、譲渡、売買、担保に供する等の行為はできません。

第 8 条 免責事項

本サービスは、不具合対応した箇所の不具合を完全回復させることや修理品質を保証するものではありません。

2. 当社は、本サービスの提供に関し、当社の責めに帰すべき事由によりサービス加入者が被った損害について、現実に生じた直接かつ通常の損害に限り、本サービスの月額利用料の 2 ヶ月分を上限として賠償責任を負うものとします。

第 9 条 損害賠償

サービス加入者が当規約等に違反した行為、又は不正もしくは違法な行為によって、当社に損害を与えた場合、当社はサービス加入者に対して当該損害の損害請求をおこないます。

第 10 条 協議

本利用規約の内容に疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項については、その都度、サービス加入者と当社との間で誠意をもって協議の上で解決します。

付則 本規約は 2026 年 1 月 1 日より施行します。

(別紙) 「家電・住宅設備・什器備品修理費用保険」特典

1. 概要

「プレミアムサービス」に関係付随する「家電・住宅設備・什器備品修理費用保険」特典は、以下の条件を満たし、サービス加入者の自宅建物内に収容されている機器（以下、「対象機器」という。）が偶然な事故、電気的・機械的事故、盗難により生じた損害に対して、引受保険会社を「さくら損害保険株式会社」（以下「引受保険会社」という。）、保険契約者を「湯河原瓦斯株式会社」、被保険者をサービス加入者とする「家電・住宅設備・什器備品修理費用保険」契約に基づいて、引受保険会社から30万円を上限として、補償が支払われる特典（以下、「本特典」という。）をいいます。

2. 対象機器

特典が適用される対象機器は、住宅設備とするガス給湯器（エネファームを除く）、ガスコンロ、レンジフード、温水洗浄便座、家電製品とするガス衣類乾燥機、ガスファンヒーター、ガス炊飯器、ルームエアコン（24時間換気空調システムを除く）、冷蔵庫、洗濯機とし、更に次の条件を満たす必要があります。

- ① 国内メーカー製造機器であること。
- ② 一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）の認証があること。
- ③ 日本国内で修理可能かつメーカーで修理可能な機器。
- ④ 事故発生日を起算日として、設置から10年未満の住宅設備、購入から5年未満の家電製品。（購入日が証明できない場合は、製造日を購入日とする。）

また、次の各号に該当するものは、特典を適用しない。

- ① 対象機器の周辺機器・付属品・消耗品（ケーブル、リモコン等）。
- ② 中古製品として購入された機器。
- ③ レンタル・リースなどの賃借の目的になっている機器。
- ④ 業務で利用されている機器。
- ⑤ 過去に当該機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされた機器。
- ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物）である機器。
- ⑦ 日本国外で購入された機器又は日本国外から直接購入された機器。
- ⑧ 購入日及び製造日とも不明な機器。
- ⑨ 日本国外のみで販売されている機器。
- ⑩ 本特典以外の保証サービス又は保険等で、修理又は交換が可能な機器。
- ⑪ その他、サービス利用規約で除かれている機器及び製品において修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な機器。

3. 補償期間

本特典の適用は、「プレミアムサービス」利用契約締結日の属する月の翌々月 1 日から利用契約終了日までとなります。「プレミアムサービス」の適用開始日前の故障及び解約日より後に生じた故障は適用対象外となります。

4. 補償対象事故等及び保険金額

① 補償対象事故等

上記補償期間中に偶然な事故、電気的・機械的事故により対象機器に生じた損害（外装の破損、損壊、水濡れ、電気的・機械的故障）、盗難（警察署に提出した盗難届の受理証明書の写しが必要となります。）に対して保険が適用されます。

② 補償金額

対象機器について修理可能な場合、1回あたり30万円を限度に修理実費を補償します。修理不可能な場合、対象機器の購入金額（税込）または補償限度額（30万円）のいずれか低い方の金額を上限として補償します。なお、購入金額を証明する書類がない場合は、メーカーの希望小売価格または同等品の流通価格を基準に算定します。

③ 修理可能とは、対象機器をメーカー等で修理できる状況を指し、修理によって同等品を本体交換した場合を含みます。一方、修理不能とは、対象機器のメーカー等で修理ができない、不可能な状況を指します。なお、対象機器がメーカー保証、販売店による補償制度等によって、本特典で補償金が支払われる場合と重複した場合は、他の補償制度による補償が優先されます。

④ 修理費用及び再購入費用が補償上限金額を超える場合は、当該超過部分はサービス加入者の負担とし、サービス加入者は支払義務を負うものとします。

⑤ 補償金額は1事故当たり30万円以下であり、補償期間内であれば保険金支払い回数に制限はありません。

⑥ 修理代金は、サービス加入者が一旦立替え、直接、サービス加入者から引受保険会社に修理代金を請求することで、保険会社から保険金を受領することができます。

5. 保険金が支払われない場合

- ① サービス加入者及びサービス加入者と同居する者、親族の故意、重大な過失、機器の説明書等に従わない利用、法令違反に起因する場合。
- ② 地震、噴火、風災、雹災、台風、洪水等の自然災害に起因する損害。
- ③ 紛失による損害。
- ④ 当社及び引受保険会社が指定した提出書類の提出が無い場合。
- ⑤ 機器が業務利用されている場合。
- ⑥ サービス加入者が本サービス適用資格を有していないときに発生した場合。
- ⑦ 公的機関による差押え、没収等に起因する場合。

- ⑧ 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- ⑨ 本サービス利用契約開始日前にサービス加入者に生じた機器への故障の損害の場合。
- ⑩ 本サービスの利用契約が終了した日以降にサービス加入者に生じた機器への故障の損害の場合。
- ⑪ すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害。
- ⑫ 自然消耗、経年劣化、さび、かび、腐敗、変色、変質。
- ⑬ 対象機器を被保険者が自ら製造・製作、改造又は修理した場合。
- ⑭ 損傷が生じたことによる補償対象機器の価値の低下による損害。
- ⑮ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、又は暴動に起因する場合。（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）

6. 保険会社

【保険に関するお問い合わせ先】

さくら損害保険

サービスページ : <https://www.sakura-ins.co.jp/>

電話番号 : 0120-502-720

受付時間 : 平日10:00~19:00 (年末年始は除く)